

別表第 1（第 3 条関係）

事業名	対象者
介護予防訪問サービス	居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）又は事業対象者（認定未更新）であって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められる者。ただし、事業対象者（新規）が利用できる期間は 12 か月を限度とする。
担い手登録型訪問サービス	
介護予防通所サービス	
担い手登録型通所サービス	
短期集中通所サービス	居宅要支援被保険者又は事業対象者であって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められる者
従来型ケアマネジメント	居宅要支援被保険者又は事業対象者（初回型ケアマネジメントの対象者を除く。）
初回型ケアマネジメント	居宅要支援被保険者又は事業対象者であって、短期集中通所サービスのみを利用する者

備考

- 1 この表において「事業対象者（新規）」とは、要介護又は要支援の認定を受けていない者（要介護又は要支援の認定申請を行っている者を除く。）であって、事業対象者となった者をいう。
- 2 この表において「事業対象者（認定未更新）」とは、要支援認定の有効期間内又は有効期間の末日から 1 年以内に事業対象者となった者（要介護又は要支援の認定申請の結果が非該当と認定された者を除く。）をいう。